

## 令和8年第2回鹿嶋市農業委員会議事録

鹿嶋市農業委員会会長桐澤いづみは、令和8年2月19日付を以って、同2月27日午後3時00分から鹿嶋市役所3階301会議室において、第2回鹿嶋市農業委員会総会を招集した。

### 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名人の選任について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 現況確認証明願（非農地証明）について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議案第6号 鹿嶋市地域計画の変更について

第4 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農用地利用集積等促進計画の認可について

出席委員（14名）

1番	出頭勝美君	2番	笹本真由美君
3番	清宮茂信君	5番	山本清治君
6番	大槻勝敏君	7番	橋本正君
8番	今村太一君	10番	笠貫順一君
11番	野口嘉徳君	12番	大川喜美君
13番	日向寺正志君	14番	桐澤いづみ君
15番	田口茂君	16番	谷田川延秀君

欠席委員（0名）

事務局職員出席者（3名）

事務局長兼課長	飯塚俊行
事務局課長補佐	飯島優
事務局係長	岡本圭

農林水産課出席者（1名）

農林水産課長	津島応紀
--------	------

## 会 議 の 経 過

(開会 午後3時00分)

議 長 ただいまの出席委員は、14名であり「農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定」に基づき、定足数に達しておりますので、本総会は成立いたしました。

それでは、令和8年第2回鹿嶋市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 本総会の議事日程につきましては、告示及び通知のとおりでございます。

最初に日程第1「会期の決定について」は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定いたします。

次に、日程第2「議事録署名人の選任について」は、議席順でございますので私から指名させていただきます。

2番笹本真由美君、3番清宮茂信君の両名を指名いたします。

会議書記として、事務局長兼課長飯塚俊行君を任命いたします。

次に日程3、議案第1号ないし議案第6号を審議いたします。

議案に係る現地調査に関しましては、議案の審議に応じ逐次報告を求めます。

なお、ご意見ご質問等発言する際は、鹿嶋市農業委員会規則第20条第2項の規定に基づき、自己の議席番号を告げ、指名されてから発言をお願いいたします。

議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

番号1についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、贈与により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター4台、耕運機3台、田植機2台、コンバイン1台、ユンボ1台、回送車1台、

農作業に従事する日数は年間312日、農地の所有につきましては、自作地約549アール、借入地約107アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷ほか野菜を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号2及び番号3については、内容が共通しておりますので一括してご説明申し上げます。

譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間365日、農地の所有につきましては、自作地約180アール、貸付地約30アールでございます。申請地の作付け計画は、甘藷ほか野菜を予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

番号4についてです。借受人、貸付人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農地部分の上で太陽光発電を行うため、令和4年10月28日の第10回総会において、当初3年間の区分地上権の設定をしておりましたが、継続して太陽光発電を行うため、引き続き令和7年10月28日から令和10年10月27日までの3年間期間の延長申請をするものです。3の農地の状況等及び4の作物等については、地上権の設定であるため、記入は不要と判断しております。また、この後の議案第3号番号1にて詳細はご説明いたしますが、貸付人である地権者の世帯でジャンボにんにくを作付けしております。

番号5についてです。譲受人、譲渡人及び土地の所在等につきましては、議案書記載のとおりでございます。権利を設定し、又は移転しようとする事由につきましては、農業経営規模拡大のため、売買により所有権を移転しようとするものです。譲受人の農機具等の保有につきましては、トラクター1台、軽トラック1台、農作業に従事する日数は年間150日、農地の所有につきましては、自作地約71アール、貸付地約43アールでございます。申請地の作付け計画は、キャベツを予定しており、周辺地域への影響はないものと思料されます。

説明は、以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 次に、担当地区委員の現地調査結果について、報告を求めます。

議長 番号1鰯川地内案件について、11番野口嘉徳君にお願いします。

11番 11番野口です。23日に現地調査をしてまいりました。調査した結果でございますが、きれいに整地されておりいつでも作付けできるようになって

おりますのでご審議の程、よろしく申し上げます

議 長 次に番号2及び番号3 荒野地内案件について、7番橋本正君にお願いします。

7番 はい、7番橋本です。2月23日に現地調査をしてまいりました。議案第1号の番号2と番号3につきましては、譲渡人より譲受人が借りていたところであり譲渡人の希望により売買により所有権を移転するということで問題ありません。

議 長 次に番号4及び番号5 清水地内案件について、2番笹本真由美君にお願いします。

2番 2番笹本です。議案第1号番号4について現地調査した結果を報告いたします。現地は今も太陽光が建っています。問題はないと思います。

次に番号5について現地調査した結果を報告いたします。調査日は2月22日、現地は既にキャベツ畑になっており周りの環境からみて問題はないと判断いたしました。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告についてご意見ご質問等ございませんか。

15番 はい、議長。

議 長 15番田口茂君。

15番 15番田口です。参考までに事務局から教えていただきたい。議案第1号番号1について、権利の設定について贈与となっておりますが、贈与の場合と売買の場合で税金面でどの程度違いがあるのか事務局の方で分かっているならば教えていただきたい。

議 長 事務局に説明を求めます。

事務局 税金面につきましては税務署での確認も必要となりますので、確認後回答させていただきますと思います。

15番 はい、議長。

議 長 15番田口茂君。

15番 ありがとうございます。贈与の方が税金面で安価だと伺ってはおります。よろしく申し上げます。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

7番 はい、議長。

議 長 7番橋本正君。

7番 7番橋本です。番号4番ですが、太陽光発電の申請ですが、これはどうい  
うことでしょうか。

議 長 事務局に説明を求めます。

事 務 局 この後議案第3号の農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申  
請についてで詳細の説明をするのですが、今回の申請は農地の上に太陽光発  
電をやっている営農型の太陽光なので区分地上権の部分の農地法第3条の  
許可もあわせて必要になってくる案件になっております。

7番 はい、わかりました。これ申請書の出し方に問題があるのではないかと思  
います。営農型の太陽光発電ですよね。この後、農地法第4条、5条が出る  
わけですよね。

事 務 局 太陽光発電の場合は通常5条だけで所有権移転と転用をやるところです  
が、営農型につきましては5条賃貸借で期間を定める支柱部分の転用と更に  
地上2メートル上空の区分地上権を貸すという考え方になります。そのため  
区分地上権2メートル上空にかかる3条許可と更に支柱部分にかかる5条  
許可をあわせて申請いただく対応となります。

7番 5条と3条が必要ということですね。

議 長 よろしいでしょうか。

7番 はい。

議 長 ほかにご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。議案第1号について、原案のとおり許可す  
ることにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議 長 異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」番号  
1ないし番号5については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を付議  
いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐飯島優君。

課長補佐 それでは議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説  
明いたします。

はじめに番号1について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されており、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、小売電気事業者との電力売買契約書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年2月5日付けで除外されております。

つづきまして番号2について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、系統連系受電サービス料金のご案内が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年2月5日付けで除外されております。

つづきまして番号3について、転用目的は太陽光発電施設の設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、系統連系受電サービス料金のご案内が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年2月5日付けで除外されております。

つづきまして番号4について、転用目的は太陽光発電施設の設置ござい

ます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書が添付されております。また、東京電力パワーグリッド株式会社より託送供給の承諾のお知らせ、系統連系受電サービス料金のご案内が添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、令和8年2月5日付けで除外されております。

つづきまして番号5について、転用目的は小売店舗ドラックストアの設置でございます。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない住宅と農地の点在する区域内にある小集団の農地であるため、第2種農地と思料いたしました。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。他法令との調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域外証明書、都市計画法第29条第1項の規定による開発行為許可申請書の写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の残高証明書が添付されております。地域計画区域につきましては、昨年度地域計画策定中から店舗設置に係る協議があったため、当該地は地域計画より除外をされております。

最後に番号6について、転用目的は砂利採取の一時転用でございます。農地区分は、土地改良事業が施工された農地が集団的に存在している区域内にある農振農用地となっております。申請地、申請事由及び転用時期等につきましては、議案書記載のとおりです。施設概要ですが、面積は農地2,490平方メートルで、掘削する深さは8メートルであり、採取する掘削量は、砂11,180立方メートル、表土が2,700立方メートルとなっております。埋立土砂については鹿嶋市和地内の土砂を搬入する計画です。被害防除ですが、防護柵、危険標示等の設置、定時始業、終業時巡回を行う計画です。また、雨水は敷地内の採取池に流入させ、境界沿いの表土はよく締め固めて築堤として使用する計画です。他法令等の調整ですが、鹿嶋市長より農振農用地区域内証明書、農地等の一時転用許可申請に係る意見書、砂利採取事業に伴う大型車両通行に係る道路使用許可書の写しが添付されております。砂

利採取については、令和8年1月8日付け茨城県鹿行県民センターへ提出した砂利採取法第16条の規定による採取計画認可申請書写しが添付されております。資金計画としましては、全額自己資金であり、取引先金融機関の預金通帳写しが添付されております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

16番 谷田川延秀君。

6番 はい、16番谷田川です。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」現地調査の結果をご報告いたします。

現地調査日は、2月17日火曜日でございます。調査委員につきましては、今村会長代理、出頭委員そして私と事務局より飯島課長補佐、小林主事の5名で調査を行いました。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし番号6につきまして、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、申請内容等特に問題ないことから許可相当と判断いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。地元委員さん、ご意見ご質問等ございませんか。それではお諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1ないし番号6については、原案のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

課長補佐 飯島優君。

課長補佐 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。

番号1でございます。目的は農地の一部に営農型太陽光発電施設の支柱を設置することについて、一時転用期間を延長する変更申請です。申請者、申請地につきましては、議案書記載のとおりです。変更理由ですが、許可書の期間が令和4年10月28日から令和7年10月27日までの3年間となっておりましたが、引き続きソーラーシェアリングを継続されることから、令和8年10月28日から令和10年10月27日までの3年間、期間を延長する申請であります。また、本申請は議案第1号番号4農地法第3条の規定による区分地上権の許可申請と併せての申請になります。事業計画・資金計画及び営農計画に変更はなく、下部農地につきましては、引き続き土地の所有者がジャンボにんにくを耕作する計画となっております。本来であればもっと早く事業計画変更を申請するところでございますが、事業者が失念していたことから始末書を添付させております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

16番 谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」現地調査した結果をご報告いたします。

現地調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。申請人、申請地及び概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ申請内容等、特に問題ないことから承認できるものと判断いたしました。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第3号については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計

画変更申請」については、申請のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

係長岡本圭君。

係長 議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」ご説明いたします。

番号1についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化区域の農地で、昭和56年頃から宅地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、昭和56年築の居宅・平成4年築の居宅が記載された「登記全部事項証明書」が添付されております。

番号2についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化区域の農地で、昭和59年頃から宅地として利用されておりますが、登記上の地目が畑となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、昭和59年築の居宅が記載された「登記全部事項証明書」が添付されております。

番号3についてです。願出人、願い出に係る土地の表示、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。本件土地については、市街化調整区域の農地で、平成3年頃から宅地として利用されておりますが、登記上の地目が田となっていることから、土地地目変更登記のため、今回、願い出に至ったものでございます。これらを確認する資料として、平成3年築の居宅が記載された「令和7年度 家屋評価証明書」が添付されております。

以上でございます。

議長 なお、鹿嶋市農業委員会 規則第38条第1項第2号の規定に基づき、現地調査が行われておりますので、調査を担当した委員の報告を求めます。

16番 谷田川延秀君。

16番 はい、16番谷田川です。議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）について」現地調査の結果をご報告いたします。

調査日及び調査委員につきましては、先程と同様でございます。願出人、願い出に係る土地、現在の利用状況、非農地となった時期及び証明を必要とする理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。番号1ないし3につきましては、事務局から添付書類等の説明を受け、現況を確認したところ、願い出のとおり非農地に認められると判断いたしました。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 ご苦労様でした。

ただいま事務局の説明、調査を行った委員からの結果報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

それではお諮りいたします。

議案第4号については、願い出のとおり許可することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案第4号「現況確認証明願（非農地証明）」番号1ないし番号3については、願い出のとおり許可することと決定いたします。

議長 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を付議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長兼課長飯塚俊行君。

局長兼課長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

令和8年2月10日付け、鹿嶋市長より「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく鹿嶋市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」農業委員会の意見を求められております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第2項の要件を満たしていると考えます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 続いて、農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

課 長 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」ご説明いたします。

まず貸借期間6年から10年の土地についてご説明いたします。田の新規については40筆で面積が58,103平方メートル、畑の新規については1筆で面積が23,246平方メートル、合計いたしますと41筆で、面積が81,349平方メートルとなっております。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願います。

議 長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

異議なしと認め、議案5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画」（案）は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議 長 次に、議案第6号「鹿嶋市地域計画の変更について」を付議いたします。

農林水産課に説明を求めます。

課長津島応紀君。

課 長 議案第6号「地域計画の変更について（農地転用等）」ご説明いたします。

今回変更される地域計画は、記載の1地区となります。計画変更の内容は、区域内面積の変更となります。大野6地区の田0.29ヘクタール、畑0.02ヘクタールを減少し、区域内面積250.9ヘクタールに変更となります。変更する理由については、地区において農地転用の事案が生じたためでございます。36頁をお開き願います。大野6地区において駐車場及び太陽光発電施設とするためです。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしく願います。

議 長 ご苦勞様でした。ただいまの説明について、ご意見ご質問等ございませんか。

それでは、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

「異議なしの声多数」

議長 異議なしと認め、議案6号「鹿嶋市地域計画の変更について」は、原案のとおり承認することと決定いたします。

議長 続いて、日程第4報告第1号ないし報告第4号についてであります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」ないし報告第4号「農用地利用集積等促進計画の認可」については、鹿嶋市農業委員会事務局処務規程第6条に基づき、専決処分いたしました。

この報告について、ご意見ご質問はありませんか。

議長 なければ、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和8年第2回鹿嶋市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時36分)

上記のとおり会議のてん末を記録し、署名する。

鹿嶋市農業委員長

\_\_\_\_\_

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

\_\_\_\_\_

鹿嶋市農業委員会 議事録署名人

\_\_\_\_\_